

児童手当・ 特例給付現況届 について



児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により町に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

対象者には、町から6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限

毎年6月末日（郵送の場合は、6月末日消印有効です。）

※提出が遅れた場合等は、手当の支給日が遅れることがあります。

提出書類

○全員が必要なもの

- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（国民年金加入の方、年金未加入の方は省略可）

○状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書（原則、基準となる年の1月1日に神崎町に住民登録がない方）
- ・児童の世帯全員の住民票（児童と別居していて児童の住民登録が神崎町以外にある方）
- ・監護生計同一申立書（児童と別居している方。児童と同居し面倒をみている方の署名が必要です。）
- ・その他（児童の監護状況等により、書類の提出を求めることがあります。）

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。

問合せ先 保健福祉課 ☎ 1603

神崎町保健推進員を紹介します

今年の4月1日付で新しい保健推進員が委嘱されました。

保健推進員は担当地区ごとに以下のような実践活動や役割を担っています。

- 乳幼児健康診査事前訪問にて、対象となるご家庭へ訪問しお子さんやお母さんなどの状況・育児環境などの確認をするほか、困っていることなどをお伺いしています。
- 1歳6か月児・3歳児健康診査において、試食づくり・提供を栄養士と共に行います。
- 町民まつりに参加し、食生活改善のヒントとなるような試食や情報などを提供します。

その他、町とのパイプ役として相談などがありましたら、地区担当の保健推進員に声をかけてください。

担当地区	氏名
本宿1・3	石川美奈子
本宿2・5	柳町智子
本宿4	大竹誉子
神宿・松崎・向野	坂本美夏子
小松1～8	武田ゆかり
並木	飯田千代
今・高谷・郡1・2	齋藤杏子
毛成	椿美世子
古原・植房	椿千春
武田・新・立野・成城台	飯合眞弓
大貫・郡3・4・5	伊藤明美
藤の台	石橋和江
四季の丘・藤の台	高橋泰子
四季の丘	清水美雪